

動薬協会発 97 号
平成 29 年 6 月 26 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井 邦 顕
(公 印 省 略)

農林水産関係事業者の取り扱う個人情報に係る法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応要領の廃止について

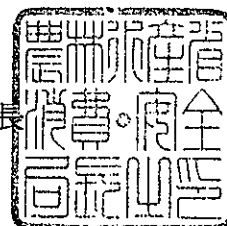
平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知(29 消安第 1422 号)がありましたので、お知らせします。

29消安第1422号
平成29年6月21日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会 理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



農林水産関係事業者の取り扱う個人情報に係る法違反又は法違反のおそれ
が発覚した場合の対応要領の廃止について

このことについて、平成29年5月30日の改正個人情報保護法の施行により主務大臣
制が廃止されることに伴い、農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライ
ン（平成27年農林水産省告示第1675号）が平成29年5月30日付けで廃止されます。

これを受け、農林水産事業者の取り扱う個人情報に係る法違反又は法違反のおそれ
が発覚した場合の対応要領（平成21年7月13日付け21情第61号大臣官房情報評価課長
通知）についても同日付けで廃止となりますのでお知らせします。

